慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	封建領主制確立期における浅野氏
Sub Title	Le clan Asano à l'époque de l'établissement du régime seigneurial féodal
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.12 (1959. 12) ,p.1052(40)- 1074(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19591201-0040
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19591201-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

封建領主制確立期における浅野氏

速水　融

一　序論
二　浅野家について
三　秀吉の家臣としての浅野氏
　(一)　浅野氏の知行関係
　(二)　検地奉行としての浅野氏
四　封建領主としての浅野氏
五　結び

一　序論

我が国における封建領主制の確立は、戦国末期において、いわゆる織豊政権の全国制覇として現象し、徳川幕藩体制の成立をもって完全なものとなった。戦後において、この分野に関する研究は急速に進んだ。特に一つの社会制度の基盤として、土地制度に視点を集結して、封建領主制的土地所有の成立を構造的に考察した諸研究――太閤検地を中心としてなされた――は量的にも夥しいものがあり、同時にある限界内にせよ、研究水準を高めた事もまた確かである。ところで、太閤検地、或いは近世初期の検地をめぐる研究は、次の研究分野として、一方における領主制そのものの解明と、他方では、村落構造、或いは農業組織の考察を要請することとなる。

本稿は、従来筆者が行なってきた、紀州慶長検地帳の研究において、当時の紀伊国の領主であり、同時に検地施行者であった大名浅野氏の封建領主としての成長過程を封建領主制的土地所有の確立という観点から、それも主として領主側の史料を用いて考察せんとするものである。従来のこの分野の研究が多く地域を単位とした研究であったのに対し、本稿は一つの試みとして、浅野氏という移封、転封の内に封建領主として成長した一個の大名を単位とした研究である。

さて、この様なとらえ方は、勿論今に始まったわけではなく、筆者自身も、紀州検地帳を取り扱った旧稿において、極めて不十分ながら、これを示しておいた。[1] 本稿は、主題の関係上旧稿では十分に検討しえなかった浅野氏の成長過程を、藩政確立史の分野から追求せんとするものである。ただ、本稿は旧稿といわば相互に補完する関係にあると言わねばならぬ。

本論に入る前に、本稿において利用する史料について若干触れておこう。周知のごとく、大日本古文書家わけの部に『浅野家文書』として公刊されている同家の史料集は、我々の研究にとって有用な多くの史料を含んでいるのであるが、同家の封建領主化を検討するに十分の材料を提供するものとは言えない。筆者はこれを不満としていたが、昨年末から浅野家を訪れ、[2] 現当主、浅野長武氏の御好意により、同家に襲蔵する古文書を閲覧する機会を得た。その結果同家には、初代の浅野長政以来代々の治績を編纂した「落美録」が保存されている事を知った。これは、文化年間に御代記として、また文政三年に御代記拾遺として、藩において編纂された藩史である。そして、この中には、非常に多くの史料が影写の形で収められ、それぞれに考証が附せられているのである。所収史料は必ずしも浅野家所蔵のものに限らず、家臣や、時々の領地におけるものも含んでいるから、相当大がかりな修史事業であったものと思われる。これらの史料の原本を現在求める事は或いはもう不可能かも知れないし、他に公表されている事を聞かないので、以下この史料についてはなるべく多くのものを引用することにしたい。

意を忘れる事はできない。甚だ当を得ない場所であるが、心から感謝したい。

二　浅野家について

寛政重修諸家譜によると、浅野家の系譜は長勝又右衛門以後漸く詳かとなっている。即ち、長勝は「尾張国の産にして、織田右府につかへて弓衆となる」とあり、信長の軽輩の臣であった点は秀吉と全く共通である。浅野家が領主化の途をたどるのは、次の長政（弥兵衛弾正少弼）の時期であった。長政は天文十六年尾張に生まれ、同じく信長の弓衆であったが、秀吉の家臣となった事からその出世と共に領主化を早めた。秀吉の室は、血縁関係はないが、長政の義妹（ねゝ、後の北の政所）であり、いわば姻戚関係もあって、秀吉の股肱の臣として働いたのである。封建領主としての、また、封建領主制を確立した秀吉の臣としての役割については、次節以下において詳しく触れる事として、近世初頭における浅野家の系譜と治績の概略を示せば、次の如くである。

- 長政（又は長吉、弾正少弼）
  - 幸長（左京大夫、紀伊守）
  - 長晟（右兵衛佐但馬守）
  - 長重
  - 女子（秀吉の室となる）

長政（太祖公）。秀吉の臣として幕下に属したが、天正十五年、初めて若狭の国持大名となる。同じ頃弾正少弼に補任され、[1] 以後弾

(1)　拙稿「紀州慶長検地および検地帳の研究」（『土地制度史学』第三号所収）第三節大名浅野氏の性格とその紀州入国。

(2)　なお、浅野家文書の採訪に関しては、高橋誠一郎博士の御厚

正、或いは弾正少弼の名で呼ばれている。文禄元年、朝鮮に出兵、同二年甲斐に転封（但し一国を父子に知行せられた）。慶長五年一家の紀州転封の際にはもはや隠栖していたらしく、その後同十一年常陸国で五万石を知行されているが、十六年死去。

幸長（清光公）。天正四年近江に生まれ、秀吉に臣事し、文禄二年甲斐国にて十六万石を領す。文禄・慶長の役に従軍、関ヶ原役には徳川方に加勢、慶長五年紀伊国へ転封、名古屋城の普請を担当したが、同十八年死去。

長晟（自得公）。天正十四年若狭に生まれ、秀吉に臣事し、後家康の臣となる。慶長十五年には備中で二万四千石を領したが、同十八年兄幸長の没後、その後を嗣ぐ。同十九年から二十年にかけ、大坂役に出陣中、領地にこの時期としては最大の農民の反抗であった熊野一揆を経験した。[2] 元和五年、安芸広島へ転封。寛永九年没。

浅野家の封建領主としての成長は、ほぼ右にみた三代の内に完成されたと言っていい。これ以後、維新に至るまで広島藩主として安泰であった。本稿の考察の範囲も、テーマに即して、紀州転封直後迄に限ることとする。

浅野家は、以上簡単ではあるが、素描した様に、畿内周辺の、近世大名を多く輩出した地域に生まれ、織豊政権の実質的構成員として成長し、大名化した典型的な「近世大名」である。即ち、中世以来の荘園体制に基礎をおく権力構造とは全く無関係であり、移封・転封の内に、戦国大名の権力構造の基盤となった在地土豪勢力と絶縁された。加うるに、秀吉政権の政務担当者として、特に、後にみる如く、しばしば太閤検地の施行者として活躍したことは、当然大名としての浅野家の性格にも影響を与え、「太閤検地」を通じての、封建的土地所有関係の確立の上に、その権力構造を築かせる事となった。

以下浅野家の有する――そして相互に関連する――この二つの部門、即ち、一方では秀吉の有力な家臣としての、そして他方では一個の大名としての、成長の過程を順次取り上げてみよう。

（1） 浅野長政の弾正少弼補任に関しては通説に対し小さな疑問を提出しておこう。通説では天正十六年補任と言われている（河出書房版『日本歴史大辞典』1、八四頁所収「浅野長政」の項参照）が、この根拠は『寛政重修諸家譜』の（天正）「十六年従五位下弾正少弼に叙任し」と言う記載に存するものとみられる。しかし、本稿において引用する如く、天正十五年の若狭の領知状は弾正少弼の宛名であるから、補任は当然これより前でなくてはならぬ。明治四十三年発行の浅野忠純著『浅野長政公伝』には「天正十三年、公、従五位下に叙せられ、弾正少弼に任ぜらる、」（十頁）とあり、史料根拠は明示していないが、これはいわゆる五奉行の一人として浅野氏が「弾正台」の長となった事と結び付けているのかも知れない。いずれにせよ、その補任は天正十五年以前である事は間違いない。

（2） 拙稿「紀州熊野一揆について」（『三田学会雑誌』第五十一巻

第七号所収）参照。なお、この論文は、昨年末、浅野家文書の調査中、全冊をこの関係の記述に当てられている（従って、領主側の衝撃の大きさも想像しうるのであるが）、『自得公済美録巻之七下之下』「紀伊国一揆の巻」と題する史料の発見以前のものであり、その後本史料の存在によって補足さるべき点を多く存しているものである。ただ、旧稿において示した一揆の歴史的性格についての筆者の考えを根本的に訂正するものではない。

三　秀吉の家臣としての浅野氏

(一) 浅野氏の知行関係

浅野氏が何年に、いかなる理由で秀吉の臣となったのかは判らない。両者の関係を示す最初の文書は、天正元年（一五七三）の領知状[1]である。

「為扶助、百弐拾石令支配候、於末代不可有相違候、猶依忠節可申談候、仍而如件、

天正元　　羽柴藤吉郎
十二月吉日　　秀吉（花押）
浅野弥兵衛尉殿
御宿所」

この年には、足利幕府が完全に消滅し、信長は越前の朝倉氏、近江の浅井氏を破って、自己の領地から京都への進路を完全に把握している。秀吉はこの時の浅井氏攻略の功により、小谷城を中心とする浅井氏の旧領を与えられている[2]から、浅野氏への領知状もこの時のものであろう。以下天正七年まで、同じく近江国において伊香郡持寺郷において百二十石[3]（二年）、北郡郷福永で三百石[4]（七年）を領知されている。天正九年、秀吉は既に中国筋の経営に乗り出していたが、浅野氏も亦幡磨国において五千六百石を領知している。この時は知行状に知行地の村別石高を付した目録が添えられ、近世の知行附与の際の原型がみられるのである。[5]

「知行方之儀、去年申付候分四千六百石、今度為加増千石、都合五千六百石、所付目録相副、令扶助候、全可知行候、恐々謹言、

天正九　　秀吉（花押）
三月十八日
浅野弥兵衛殿」

「目録　揖東郡

一千三百七拾六石四斗	香山上下
一千弐百五拾五石	網干
一五百九拾壱石壱斗	小宅庄
一五百四拾弐石七斗	同堂本村
一九拾石三升	同中村
一七百廿七石四斗	同村
一六百壱石九斗	松山阿曽村
一百六石三斗	松尾村
一参百石	佐々村

合五千六百石
天正九
三月十八日　　秀　吉（花押）
浅野弥兵衛尉殿　　」

翌天正十年、秀吉による天下統一の事業が開始されるや、浅野氏の所領も幾何級数的に増大し、十年には近江で三千六十石、十一年には同じく近江国下甲賀、栗本郡で二万三百石、十三年には同国高島郡内で七千二百石が加増され、十五年には遂に若狭の国持大名となるに至った。この際の知行状は次の如くである。(6)

「若狭一国事、令扶助畢、全可領知候也、
天正十五
九月五日　　（秀吉）（花押）
浅野弾正小弼とのへ　　」

同年に近江志賀郡において二千五百石余を加えられているが、この年に浅野氏の大名としての地位は確立したと言えるのである。秀吉と浅野家の間における知行関係は、全く近世的なものであり、ごく初期の場合を除いて知行地が明示され、年貢収納高ではなく、石高が附されている。これは、その前に、何等かの形態で検地が行なわれ、その結果石高の表示が可能であったからに他ならない。ただ、若狭の国持大名となった時、若狭一国の石高を定める有効な検地は未だ施行されて居らず、従って知行目録を附することなく、引用した領知状のみが出されているのであろう。逆に、翌天正十六年、若狭一国の検地が行なわれていることは、(7)浅野氏の領有以後における検地を予定した上での領知状であったとも考えられるのである。

さて、浅野氏はその後九州、奥羽の遠征に従い、更には文禄の役にも将として渡海しているが、文禄二年には若狭から甲斐への移封が行なわれた。領知状を示せば次の如くである。(8)

「甲斐国之事、令扶助之訖、全可領知候、但此内壱万石、為御蔵入、令執沙汰、可運上候、幷羽柴大崎侍従（政宗）、南部大膳大夫（信直）、宇都宮弥三郎（国綱）、那須太郎（資晴）、同那須衆、成田下総守（氏長）事、為与力被仰付候之条、成其意、可取次候也、
文禄弐
十一月廿日　　（秀吉花押）
浅野弾正少弼とのへ
浅野左京大夫とのへ　　」

この領知状においても、若狭の場合と同様石高の記載もなく、知行目録も附されていない。興味深い事は、領知状の宛名が、弾正少弼（長政）と左京大夫（幸長）の父子二代であることと、その三年前、浅野氏が軍事的に遠征した奥羽の諸大名が与力として命ぜられている事である。これらの事実がいかなる理由によるものかは、今俄かに断定はできないが、この時期における所領知行の形態の一つとして注目さるべきであろう。甲州においても、後述する如く浅野氏による検地が文禄五年に行なわれ、その結果、慶長三年の浅野氏知行目録(9)では、甲州の惣高二十二万五千石の内、一万石を秀吉直轄領（御蔵入）、十六万石を左京大夫、五万五千石を弾正少弼の拝領分としている。なおこの年には、弾正少弼に近江国神崎郡で五千石が加増されているが、弾正少弼の所領はこれを合わせても六万石で、浅野氏の当主としての実権は、既に左京大夫幸長に移っていた事が知られる。

さて、秀吉死後、去就を注目された浅野氏は、関ヵ原役では徳川方につき、慶長五年十月には甲斐から紀伊に移封している。この移封の時、家康から与えられた領知状は見出す事ができない。或いは最初から存在しなかった事も考えられる。関ヵ原役直後、八年の将軍任官に至るまでは、家康は、実力上の最高権力者ではあったがやはり一大名にすぎなかったのであるから、知行関係をいかなる形式によって定めたかは疑問が残るのである。浅野家文書の中にも、他のすべての領知状があって、紀州移封のもののみが存在しないのも、その様な理由から来るのかも知れない。

その後の事実からすると、浅野氏の紀州入国は幸長であって、もはや長政ではない。諸書には、『寛政重修諸家譜』を基として、この年に、「一紀伊国において三十七万六千五百六十石を知行された」としているものが多い。しかし、これは明らかに誤りであって、紀州一国の石高が三十七万石余になったのは、翌慶長六年の検地によるものである。浅野氏はその後約二十年間を紀州一国（但し高野山領を除いて）の領主として経過した後、元和五年七月、安芸広島に移封された。尤もこの間、慶長十八年、幸長の死によって、その弟長晟の継嗣となっている。

以上、浅野氏の大名化――移封を通じての――をみたのであるが、我々は領知の形態の上に興味深い特質を見出す。即ち、若狭・甲斐・紀伊三国とも、領知に際しては予め石高を定め、知行目録を附して封を与えたのではなく、「若狭一国」、或いは「甲斐一国」を与えているのである。そして、必ず、それぞれの入国直後に検地が行なわれ、知行地の石高が、事後的に算定されているのである。しかもこの場合、検地は浅野氏が自己の領地に対して行なうものであった。これは、所領の検地が、浅野氏の手に全く委ねられていた事を示すものであろう。しかしながら、浅野氏には、領地の検地を自ら行なってよい理由があった。それは、秀吉との個人的関係ではなく、次に述べる如き秀吉の下で積んできた検地奉行としての経験の深さであった。

（1）『大日本古文書　家わけ第二　浅野家文書』（以下『浅野家文書』と略す）五三〇頁所収。

（2）ついでながら、秀吉がこの時期に近江を所領とした事は現在あまり取り上げられない事ではあるが、次に述べる如き重要性を持つ。すなわち、第一に、高い生産力と、交通の要衝を占めることの地は、中世末以来、我が国において社会経済的な最先進地帯の一つであったこと。第二に、秀吉の直属の部下、それもいわゆる民政担当の直臣の顔触れをみると近江出身の士が多いことに気付く。特に浅井氏との関係は、単に浅井長政の娘、後の淀君との個人的な偶話だけではなく、浅井氏の家臣団を自己の権力の内に取

り入れている事に注目すべきであろう。たとえば、後に土木・建築の面で秀吉政権の実務担当者となった小堀新助（遠州の父）は明らかに浅井氏の家臣であった。この他、近江出身の直臣として朽木氏、石田三成、等々がいる。

（3）『浅野家文書』、五三〇頁所収、天正二年九月の豊臣秀吉領知判物。

（4）同書、五三一頁所収、天正七年一月の同判物。

（5）同書、五三一―二頁所収。

（6）同書、五三九頁所収。

（7）たとえば、西田村誌編纂会編『福井県三方郡西田村誌』に引用されているところによれば、「当村では世久見浦の検地帳が現存してゐる。それは天正十六年七月十三日付で、奉行として家田左吉の名が記されてゐる。」（三二頁）これは明らかにこの年に浅野氏が領主として行なった検地の結果を示すものであろう。

（8）『浅野家文書』五四〇頁所収。

（9）同書、五四七―八頁所収。

㈡　検地奉行としての浅野氏[1]

秀吉と共に成長した浅野氏は、単に武将としてのみではなく、政権確立の基礎となった諸政策、就中、太閤検地の実質的な担当者として活躍している。また、この他にも、京都の長官として、或いはいわゆる五奉行の一人として、更には各地の代官として秀吉直轄領の経営に当り、秀吉政権下における浅野氏の役割は極めて重要であった。従って、これらを綜合的に考察する事が望ましいのであるが、ここではその内、封建領主制を確立せしめる最も基本的な作業としての検地に限ってその足跡を探ってみることとする。

検地と結んで浅野氏の名が史料の上に初見されるのは、天正十年七月の山城国検地である。この時の検地は、その後の如く実際の丈量を行なったものではなく、いわゆる指出しの形をとった事も明らかであるが、この担当者が浅野氏であった[2]。しかし、浅野氏が秀吉の下で検地を行なったのは、これが最初であるという断定はできない。たとえば、秀吉が信長の下に未だ山陽筋の経営に当っていた天正十年の二月に、当時秀吉の配下にあった寺沢弘政（後肥後唐津藩主となった志摩守広高の父、尾張出身で信長→秀吉の仕官のコースは浅野氏に類似している）が、姫路惣社領の坪付を行なっている[3]。この史料をみると、各筆の斗代の決定が、年貢高ではなく、生産量を示しており、位附も上、中、下、下々、の四段階に分れ、各筆に名請人が記されている点で、この「あれ田帳」が荒田を示すものであったとしても、当然後年の太閤検地と同様の形式で検地が行なわれたであろう事が暗示されるのである。とするならば、浅野氏が、既に検地の担当をしていたという可能性は存在するのである。しかし、検地関係の史料の上に、明確にその名を示すのは、山城検地である事は言うまでもない。

天正十一年、秀吉は近江において広範囲な検地を実施した。浅野氏がこの時関係している事は、二三の文書から見出すことができる。即ち、同年と推定されている十一月二日付の浅野弥兵衛尉長吉署名蒲生郡名主百姓中宛の文書[4]には、「最前（恐らくはこの年の夏の近江検地を指すか――著名な七月七日付蒲生郡保内今在家検地帳の存在を考えよ――）以折紙如申触候、在々御検地はつれ糺明之儀、従秀吉様我等ニ被仰付候間、早々指出可在之、」とある。これのみでは浅野氏が直接検地を行なったとは言えないが、夏の検地から脱漏した村の検地を行なったものと思われる。前記今在家検地帳においても明らかな様に、この時の検地は既に「指出し」ではなく、丈量検地であった。翌十二年、秀吉は再度近江に検地を行なっているが、今堀村検地帳に浅野弥兵衛の名が見られる[5]。

天正十六年には、浅野氏の検地は九州肥後及び若狭において見出される。まず肥後検地については、「相良統俊肥後国検地覚書[6]」に「浅弾御検地分（浅野長政）」として肥後国山本郡、飽田郡、詫摩郡、川尻郡の検地を行なった事が示されている。九州地方の平定直後に施行されたこの検地は、後の奥州検地と共に、辺境地帯における太閤検地の典型となったのである。

同じ年、浅野氏は既に若狭の一国大名となっていたが、領地に対して検地を実施している。これは、若狭に現存する検地帳からの推断である[7]。また、恐らくはこの若狭検地に関するものと考えられる年代不明の秀吉朱印状は次の如く物語る[8]。

「申上条々令加御披見候、其国中検地大略相済之由尤被思召候、然者最前如被仰出諸給人知行分御朱印員数高頭可渡遣候、出来分者検地仕者共として可納置候、損免事立毛之上見料上中下有様ニ物成可召置候、次山寄端々検地ゟ前ニ苅上候田地之儀者中之物成ニ相定可納所候、惣目録相調候ハヽ両三人ハ所務事堅申付慥成奉行を残し置其地江御成以前ニ成共御帳持可罷上候、残面々共ハ物成無油断可相納旨能々可申聞候也。

霜月五日　（豊臣秀吉朱印）

浅野弾正少弼とのへ
増田右衛門とのへ
石田治部少輔とのへ　」

この文書は、ただ浅野氏が検地奉行であったと言う事実を示すのみでなく、太閤検地の実施内容について、興味深い示唆を与えている。

さて、浅野氏と太閤検地とを結び付ける最も著名なものは、天正十八年の奥州平定直後に強行された奥州検地である。太閤検地の徹底、強行を如実に物語る史料として屢々引用されるのは、次に挙げる浅野氏に宛てた秀吉朱印状である[9]。

「態被仰遣候

一去九日至于会津、被移御座、御置目等被仰付、其上検地之儀、会津者中納言、白川同其近辺之儀者、備前宰相ニ被仰付候事、

一其許検地之儀、一昨日如被仰出候、斗代等之儀、任御朱印旨、何も所々、いかにも入念可申付候、若そさうニ仕候ハヽ、各可為越度候事、

一山形出羽守（最上義光）、并伊達妻子（政宗）早京都へ差上候、右両人之外、国人妻子事、何も京都へ進上申族者、一廉尤可被思召候、無左もの ハ、会津へ可差越由、可申付事、

一被仰出候趣、国人并百姓共ニ合点行候様ニ能々可申聞候、自然不相届覚悟之輩於在之者、城主にて候ハヽ其もの城へ追入各相談一人も不残置なてきりニ可申付候、百姓以下ニ至るまて不相届ニ付てハ、一郷も二郷も悉なてきり可仕候、六十余州堅被仰付出羽奥州迄そさうニハさせらる間敷候、たとへ亡所ニ成候ても不苦候間可得其意候、山のおく海ハろかいのつゝき候迄可入念事専一候、自然各於退届者関白殿御自身被成御座候ても可被仰付候、急と此返事可然候也、

（天正十八年）八月十二日　（秀吉朱印）

浅野弾正少弼とのへ」

諸氏が既に繰り返し引用するこの史料を敢えて全文掲げた理由は、この引用が屢々誤ってなされているからである。まずこの朱印状が物語る秀吉の命令は次の如くであろう。㈠秀吉が会津に来て、置目等を命令し、会津、白川附近の検地は秀次、宇喜多秀家等に申付けたこと。㈡浅野氏の検地については、一昨日（八月十日）申渡の如き条目に即して行ない、入念にすること。㈢最上義光、伊達政宗以外にも国人で人質を出す者があれば尤もに思う。然らざる者は会津へ寄越す様申付けること、㈣「被仰出候趣」を国人と百姓によく申し聞かせよ、云々。この場合㈣の「被仰出候趣」を無前提的に

検地に関して仰出された趣として理解している例は非常に多い。（筆者もかつてそう判断したが。）しかし、㈣の条文には検地という字句は出て来ないし、長政に検地を命じた㈡の条文と㈣の条文の間には、検地と無関係の条文㈢が挿入されている。従って、㈣を検地に関する条文であると簡単に定めてしまう事はできない様に思われる。それよりもむしろ㈣は、奥羽の軍事的征服一般に関して浅野氏を督励したものではあるまいか。浅野氏はこの時奥州平定の最先鋒として福島附近から仙台附近を通って北上川沿いに北上を続けて居り、その後二ヵ月間、今日の一ノ関附近に留り、諸般の指令を出しているのである。[10]「自然不相届者」は、抵抗する者はの意でこれを平定する事を令し、「なてきり」を命じているのである。もし、検地と言う特定の事業を指すのならば、「城主にて候はゝ」は意味が通ぜず、又、土地は検地しても「一郷も二郷も、悉なてきり」にして「亡所」としてしまう事は、農民と土地とを結び付ける意図からすれば矛盾するものとなるのである。「関白殿御自身」出馬すると言うのも、もちろん検地ではなく、軍事指導についての出馬なのである。とすれば、少なくともこの条文を「太閤検地」の形容句として引用する事は不適当であると言う事は明確とならざるを得ない。ただ、勿論、この年に太閤検地が奥州の地にまで及んだ事は㈠、㈡の条文から推定されるのである。

ところで、残念乍ら、この時浅野氏に与えられた「斗代等之儀」＝検地条目は見出し得ぬ様である。ただ殆んど日を同じくして出され、この朱印状にも見られる会津検地および殆んど同時に行なわれた出羽検地に際しての検地条目は現存している。[11]恐らく浅野氏に対するものも同文であったと考えられるので、示しておこう。

「　奥州会津御検地条々

一上田一段　永楽銭弐百文宛之事
一中田一段　百八拾文事
一下田一段　百五拾文事
一上畑一反　百文宛事
一中畑一段　八十文事
一下畠一反　五拾文事
一山畠ハ見あて次第年貢可相究事
一漆木見計年貢可相究事
一川役相改別ニ御代官可被仰付事
一田畠共ニ一段ニ付五間六拾間ニ可相定事
以上

天正十八年八月九日　秀吉公御朱印」

条文も簡単で貫高表示の斗代と若干の小物成、三百歩一反の制を定めているにすぎない。旧仙台藩下の地域に現存する天正十八年の検地帳をみると、[12]いずれも分米は貫文高で表示されて居り、斗代もこの会津検地条目の斗代と全く等しい。これらの事から浅野氏に与えられた条目を暗示されるのである。

天正十八年以後においても、浅野氏は引続き各国の検地に奉行として登場してくる。まず文禄三年、既に浅野氏は甲斐一国の領主となっていたが、和泉、摂津の検地に関係している。この内、和泉検地に関する興味深い史料[13]が見出される。

「　以上

態申遣候、今度御検地ニ付而在々納升之事判形候て遣候、此升ニ而可納所也、并御米之事壱石ニ付而弐升つゝ可出候、此外自然御代官御給人衆□（脱カ）役被申懸候ハヽ此方江可申越者也、

文禄三　八月廿八日　弾正少弼　長吉御判

長滝村」

これによると、納升を作って各村へこれを配り、丈量の基準としているらしい。その後も、たとえば紀州検地に際しての納升の作成――後述する――がみられ、検地と升の作成が不離の関係にあった事を知るのである。

文禄五年、浅野氏は領主として甲斐一国に検地を施行した。甲斐に現存する検地帳は、浅野検地の後、慶長七年に施行の大久保（石見守）検地の際のもので、浅野検地帳は恐らく破棄されたものであろうか。ただ従来は、この浅野検地は大久保検地帳に「弾正荒」と言う字句が見られるところから知られるにすぎなかった。しかし、浅野家に現存する史料中から検地条目等が見出されるに至って、[14]甲州全域に亘る検地の施行は確認されたのである。検地条目を左に示そう。

「　甲州検地之覚
一検地さほ六尺三寸之事
一三百歩壱反之事
一田畠斗代ハ米付たるへく先帳見合上中下念を入可付候事
一筋々在々堺目之事先規之堺目たりといふとも相紛候所はみそ川なわてをかきり不紛様ニ堺目新儀ニ可相立事、付田畠百姓応多少可相付事
一桑漆在之畠は弥ニつもり年貢に可打入事
一当荒自然在之者ならひの毛付置ニ可打事
一年々荒木かやはへ候て田地ニ難成所ハ可相除事
一在々竹藪別ニ打分帳可作事
一山年貢念を入相改別ニ帳可作事
一先年諸所ニてけんち不成所ハ見計可申付事
一侍古屋敷幷町屋敷明所在之ハ検地可仕、但うらへむさとなく相添間敷事
一寺庵かた屋敷不残けんち可仕事
一検地相済在所ハ百姓之手形を取立毛かりあけ候様ニ可申付事
一けんちはやく相済候所ハおそき筋へすけあい可申事
一けんちの者共何もしさいしやうたるへし、但薪さうし馬のぬかわらハ百姓可出之、此外対百姓不謂儀申懸間敷事
右条々於相背者可加成敗者也
文禄五年七月十一日　　弾正少弼（花押）
栗原筋
太駄源左衛門殿
福井勘太夫殿
早川伝兵衛殿
藤田勝右衛門殿
松田亀介殿
黒部金左衛門殿　」

この条目の特徴と言う様なものは存在しない。ただ、さきに示した天正十八年の奥羽地方のそれに比べればはるかに規定が細かく、整備されていると言う事は一見して明らかであろう。又、たとえば文禄三年、秀吉自身の発した伊勢国検地の際の条目[16]――これには浅野氏は関係していないと思われるが――に比べると、類似するところの多いのに気付くであろう。甲斐国検地条目が、秀吉の直接に発したものでなく、浅野氏からその配下の検地奉行に宛てたものであるが、両者の類似は、この時期に、秀吉政権において検地方針がほぼ確定した事を物語るのである。なお、この条目からみると斗代は米付にせよ、（貫文高表示をやめて、石高表示にせよと言う意味であろう）「先帳」を見合せよ、とあるから、甲州においては、浅野検地以前に、恐らくは貫文高表示の検地が行なわれたものと解される。

甲州検地以後、浅野氏は慶長五年紀州に移封され、翌六年領主として紀州全域に検地を行なった。この検地については既に発表しているので[16]、重複を避けながら述べてみよう。まず、慶長五年、浅野氏――浅野左京大夫幸長――が移封された当時、紀州は天正十三年の検地――羽柴秀長の下に小堀新介を検地奉行として施行されたもの――以後、一国としての規模では検地が行なわれず、しかも、紀州の領主であった新宮の堀内氏、和歌山の桑山氏等は、関ヵ原役で滅亡する運命を持った大名であった。従って、浅野氏は入国早々検地を施行する必要があったのである。しかし、慶長五年は十月の入国であり、もはや検地には間に合わず、種々の準備を経て、翌六年九月から十月にかけて行なうこととなったのである。その準備とは、年貢丈量用の升の作成、及び検地に際しての斗代決定のための予備的調査である。

まず升の作成は六年の六月から準備を進め、これがすべて完成したのは、検地後の十二月であった。大工の田原忠三郎に宛てた次の文書[17]はこの間の事情を物語る。

「　覚
銀子参百八拾目者升之銀之内追而算用可相聞者也、仍如件、但久内作兵衛取次
慶長六年
六月七日　　幸　長（花押）
大工忠三郎殿　」

同年九月十二日付で更に銀五百目が渡されているのであるが、十二月晦日付の文書[18]はその完成を示している。

「　覚
升数合壱万弐千八百六拾五丁　指立候分
内
一四千五百七拾丁ハ　吉兵衛時々
一千六百拾丁者　本庄弥十郎払
一六千百八拾丁者　重而本庄弥十郎ニ可渡也
以上
右之手間賃之事
一銀五貫百四拾六匁　可渡分
但升壱丁ニ付而銀四リン（本のまゝ）宛
内
一弐貫匁ハ　米弐百石浅野二郎左衛門所より渡候
一壱貫四百弐拾六匁五分
吉兵衛所より渡也
残而壱貫七百弐拾匁ハ
右其方引負之内を以鍛治次八桧物屋出来右衛門方へ可渡者也、仍如件
慶長六年極月晦日　　田原忠三郎　幸　長（花押）　」

升数一二、八六五丁は、非常に多いから恐らく紀州の各村に渡されたものであろう（慶長当時紀州の総村数は一〇七五ヵ村である）。升一個に付銀四分が手間賃として支払われているのである。升の作

成はさきの例にも示した如く、直接には年貢納付の際の度量衡を統一し、中世的な升＝度量衡の不統一を否定せんとするものであった事は言うまでもない。それが検地と並行して施行されている事は、両者が封建領主制の確立と言う共通項を媒介として結合されていたからに他ならない。

さて、検地の準備として、より直接的な仕事は、斗代決定の用意であろう。

「覚[19]　田方米積之事
一壱反弐百五拾歩之事
一尺枝六尺三寸之事
一上田壱石五斗也
一中田壱石四斗也
一下田壱石弐斗也
（欠損）
一下々畠并年々荒館々見積次第
一田畠荒ハ類地之次ニ弐段さかり
以上
慶長六年六月十日　　左京亟　」

この文書は簡単な検地条目であるが、二百五十歩＝一反と言う計算が何故なされたのであろう？　それにこの斗代も不規則であり、検地帳に表われた実際の斗代とも一致していない。尤も検地帳の斗代も、各検地役人によって異なっているのであるが[20]。要するにこの条目は検地の準備のための一応の目やすと言う程度のものではないだろうか。

慶長6年紀州検地郡別石高表

郡名	村数	石高	小物成	家数	備考	石高/家数	石高/村数	家数/村数
		石	石					
名草	135	8155,500	368,679	9900	他＝若山3192家	8.2	601	73
那賀	158	69540,795	91,202	6909		10.1	440	44
伊都	81	26760,717	57,757	3878		6.9	306	47
海士	46	20975,406	331,622	5447		3.9	456	119
有田	128	42045,987	209,115	7643		5.5	329	60
日高	132	44793,140	173,050	6368		7.0	339	48
室（牟婁）	395	88973,091	1086,525	23024		3.9	225	58
計	1075	374244,636	2317,950	66361		5.6	348	62

検地は牟婁郡東部の例では最も早いもので慶長六年九月十九日、遅いもので十月十四日であり、他郡の散見する検地帳もすべてこの期間内の日付であるから、ほぼこの期間内に落んだのであろう。通説ではこの時の検地奉行は石黒半兵衛とされているが、これは維新後編纂された『南紀徳川史』の記述を典拠とするものである。しかし、石黒半兵衛は検地役人の一人にすぎない。これと同格の検地役人は、牟婁郡東部の場合だけでも三十

二人を数えるから「石黒半兵衛を検地奉行とし」紀州一国の検地が行なわれたとするのは旧稿でも指摘しておいた様に誤りである。

この検地の結果、紀州一国（高野山領を除く）の石高は三十七万四千二百四十五石と打出された[21]。これを郡別に表示すれば前頁の如くである。但し家数は「正保四年亥五月ノ写シ」とあるから、検地と同時に行なわれた結果を示すものか、或いはその後、正保期に最も近い数字を示すものか判然としない。もし慶長検地の際の家数改によるものであるとすれば、この家数は検地帳における屋敷地数と一致するのである。

慶長六年の紀州検地帳は、浅野氏の転封後、御三家の一つである紀州家の時代となってもそのまま引き継がれ、以後明治に至るまで、紀州では全国検地はなかった。元禄十年に検地帳の地詰が行なわれて居り、村高の些少の変更は行なわれたが、これは決して新しい検地を意味するものではなかった。従って、この検地は、徳川幕府の公認したものであったと言う事ができよう。しかし、だからと言って、この検地を、いわゆる「徳川検地」として考える事は当を得ない。むしろ太閤検地の実質的な担い手として演じて来た浅野氏の役割と経験から、「太閤検地」の一つとして考えてよい様に思う。

（1）「検地奉行」と言う字句に限定すれば、浅野氏が自ら領主として領地に行なった検地はここでは取り扱えないが、ここで取り扱う検地は、領主として自ら行なった検地をも含めることとする。

（2）『多聞院日記』天正十年七月八日の項に、「木津羽柴筑前取トテ、奉行浅野弥兵衛ヨリ数出（指カ）可仕之由折帋来」（辻善之助編、第三巻、二三四頁）、また、同二十三日には、「木津指出、筑前代官浅野弥兵衛ヘ勘修坊申合遣之、樽代可為各出之通申定了、自是甚五郎召遣之」（同書、二三六頁）、翌二十四日には、「木津庄羽柴筑前知行付、指出下代浅野弥兵衛廻原ニ居間遣之、勘修坊申合樽百疋取継ヘ廿疋遣処、懇之返事在之」（同書、二三六―七頁）とある。

（3）『大日本史料』第十一編之二、一三―二一頁所収の天正十年坪付帳。

（4）『大日本史料』第十一編之四、七四二―三頁所収。

（5）『大日本史料』第十一編之八、四〇七―八頁所収の今堀村之内指地帳（断簡）に床野弥兵衛とあり、これは麻野であろうと考えられている。

（6）『大分県史料』(8)三四六―七頁所収、下毛成恒文書。なおさきの近江検地、及びこの肥後検地に関する史料は、所三男氏の御教示によるものである。但し、現存する肥後国検地帳は、天正十六年ではなく、十七年付である（森田誠一「肥後国検地諸帳について」熊本史学第二号所収）。或いは検地が実際に施行されたのは翌十七年かも知れない。

（7）西田村誌編纂会編『福井県三方郡西田村誌』「当村では世久見

浦の検地帳が現存してゐる。それは天正十六年七月十三日付で、奉行として家田左吉の名が記されてゐる。」（三二頁）なお宮川満『太閤検地論　第1部』三一五頁所収の太閤検地実施の表をみよ。

（8）牧野信之助編『越前若狭古文書選』七四八―九頁所収。なお筆者の引用史料は原本の句読点をやや改めてある。この朱印状は年代の記載がなく、また何国の検地であるかも明示されていない。しかし、この文書の属する長井文書には浅野氏の若狭の領主時代のものが含まれている事から、恐らくはこの時期の、この地域に対する検地を指すものと思われる。ただ霜月に、検地が進行中なのであるから、若狭であるとすれば天正十五年と言うこともあり得る。

（9）『浅野家文書』八一―二頁所収。

（10）この間の浅野氏の動静については、盛岡市史編纂委員会編『盛岡市史』第二分冊一六六頁以下に詳しい。

（11）会津検地条目は『一柳文書』（史料編纂所所蔵の影写本による）所収。出羽国検地条目は『山形県史』第一巻、七四八―九頁所収のもの（天正十八年八月、検地奉行は木村常陸介及び大谷刑部少輔）によると、前者と殆んど同文である。

（12）近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』所収の「黒河内毎野領検地帳（天正十八年九月十七日付）」（四八七―五〇七頁）等参照。但し、これらの検地の担当者が浅野氏であったと言う確証はない。

（13・14）『太祖公済美録』所収。

（15）『一志郡史』上巻、一八二―四頁所収。

（16）拙稿「近世初期の検地と本百姓身分の形成――慶長六年紀州検地帳の研究――」三田学会雑誌、第四十九巻第二号所収。

（17・18・19）『清光公済美録』所収。

（20）たとえば、牟婁郡の約百ヵ村の検地帳をみると、その斗代は、上々田一、七五・一、七。上田一、六五・一、六・一、五。中田一、五・一、四五・一、四。下田一、一・一。（詳しくは前掲、拙稿に表示しておいた。）但し、上田、中田、下田の比率が不規則である点はこの条目と一致しているから、両者の間に何等かの関係があった事は認めてよい。

（21）『浅野検地帳』原本は慶長十八年六月付（文部省史料館所蔵、本居文庫内）記載の数字による。

四　封建領主としての浅野氏

本節では、封建領主としての浅野氏の性格を、その家臣団との関係から考察してみようとするのである。勿論、与えられている史料は非常に少ないし、又、この他にも農民や商人に対する政策等を綜合的に見て行かなければ「封建領主」の全体的な性格は判らないのであるが、これらについては、旧稿において小農民自立政策を基軸としてその足跡をたどった事でもあるので、ここでは専ら封建領主制の特質を示す重要なもう一つの部分としての家臣に対する知行関

係を取り上げようとするのである。

最近、幕藩体制の確立と言う問題を論ずる際、近世初期、寛文・延宝期を中心とする時期に領主の家臣に対する知行関係が、地方知行→蔵米給付へと変化した事を基軸として権力構造の形態変化＝幕藩体制の確立と言う考え方が唱えられ、この変化自体はほぼ容認されたと言ってよい。しかし、地方知行の存在をどう歴史上に位置付けるのかと言う事になると問題は未だ十分に解決したとは言えない。即ち、地方知行の存在を中世的（ここでは守護大名制的、或いは戦国大名制的と限定すべきであろう）遺制として取り扱い、その消滅をもって近世的権力構造の確立と見る説が存在している。然るに一方では、地方知行→蔵米給付への変化を、封建領主制の構造的変質とみる事を否定し、太閤検地が封建領主制的土地所有＝保有関係を、同時に成立せしめたとなす説、即ち地方知行→蔵米給付の変化を、知行形態の単なる変化以上に出るものではないとするのである。もちろん、その評価の如何に拘らず、この変化は史実として存在しているし、近世初頭、多くの藩において家臣への地方知行が実在している事は何人も否定する事ができない。現在では単にその存在を指摘するのみでなくこの地方知行に関し、領主権・裁判権等の内容からの検討も進められているのである。ところで封建領主制確立との関係において最も本質的な問題、即ち、地方知行の歴史的位置付けについて言えば、もしそれが中世的な領主制の遺制であるならば、太閤検地をもって封建領主制的土地所有＝保有関係の同時的実現と言うシェーマは否定されねばならぬ事になる。ところで、現在の寛文・延宝期（地方知行の消滅期）幕藩体制成立論者の研究対象をみると、戦国期から引き続き大名として近世にすべり込んだ藩を対象とするものが多い。これは史料的制約から致方のない事であるとしても、そこにおいての地方知行形態のみを論ずる場合、それを遺制」と見做す見解が生じ易い事は明瞭である。これに対して、始めから中世の或いは戦国大名としての伝統を有せずに領主化した――むしろ典型的な――領主権力を対象とする研究は意外に少ない。両者を比較対象する事こそ望ましいと言わねばならぬ。

浅野氏は勿論、領主化の最初から中世的なものは勿論のこと、戦国大名としての領主権力の伝統を何等有する事なく成長した。従ってそこに造り上げられる領主制は、まさに中世的、或いは戦国期的な性格を有しないところの、純粋に近世的な体制である事になる。こう言った見通しを持ちながら、その家臣団への知行形態を考察してみようと言うのである。ただ、この種の大名の通例として、利用しうる史料、それも組織的なものが殆んど存在しないため、制約は大きいのであるが。

浅野氏は秀吉の臣として僅か百二十石の知行取りから、僅々十五年の間に国持大名にまで成長した。従って家臣の数もこれに伴って急速に増加させねばならなかった。しかし、その際、給地における在地土豪を、そのまま給人として家臣化する事はできなかった。何故なら度重なる移封、転封はそれだけでも、この様な形での家臣団

の編成を不可能としたのである。家臣の多くは、いわゆる浪人であり、戦国末期には、主君の滅亡に伴う浪人化が激しい一方では、新しい領主の成長に伴う仕官の機会もまた多かったのである。兵農分離を強行し、太閤検地の先峰として全国的に活躍した浅野氏が、その家臣団に、在地土豪を在地性を認めたままで編入するよりも、かかる多数の浪人群を在地性を全く否定して、家臣化した事は当然である。浅野家の諸記録からその家臣の系譜を求める事は、困難な仕事ではあるが、可能である。本稿ではこれを取り上げる事はできないが、他日を期する事として、実際の知行形態について検討を始めよう。

まず、浅野氏が最初に若狭の国持大名となった天正十年代の知行状[1]を挙げよう。

「若州三方郡内三方村千六石七斗、遠敷郡内日笠村六百拾壱石、合千六百拾七石七斗令扶助畢、全可有知行也、此内六百拾七石余者かちの者可被相抱候、恐々謹言

天正十六　八月十二日　　弾正少弼　長吉（花押）

浅野三十郎殿　」

「若州遠敷郡於大良庄内百石令扶助候、全可知行者也

天正十六　八月十二日　　弾正少弼　長吉（花押）

与一　」

若狭時代の知行状は以上の二通の他三通がみられる。即ち浅野安右衛門に千二百五十石（内四百五十石で徒歩の者三十人召抱のこと）、脇本荒介へ六百石、岡弥右衛門へ三百石である。これらはいずれも知行せらるべき地域を明示し、即ち地方知行の形式をとっている。又知行状はすべて天正十六年八月十二日付であり、知行高も最高千六百石余から、最低百石に至るまでに及んでいる。この日に、全家臣に対して知行状が出されたのであろう。ところで何故この時が選ばれたのか。浅野氏の若狭入国は天正十五年九月であった。然るにこの時までに若狭には家臣の知行割に有効な検地は行なわれて居らず、且つその年は既に検地の時期を失していたので、若狭一円の検地は翌十六年に行なわれたのである。そしてこの検地が一応終って、領内の村高が判明した時になって、知行状を出したのである。従って家臣への知行割には、どうしても検地が前提されねばならず、必要不可欠の準備であった。またこの知行状の内、比較的石高の大きい二通は、共に更に知行者の家臣（かちの者＝徒歩兵であろう）を召抱えるべき事を命じ、その石高と、ある場合には人数すら定めている。これは当然軍事的な必要に対応するものであろう。

検地との関係が更に明確になるのは文禄五年の甲斐における場合であろう。浅野氏の甲斐入国は文禄二年であったが、朝鮮役等の関係か、検地は五年に行なわれた。栗原筋への検地条目が同年七月十一日付で発令されているから、実際の検地は恐らく七・八・九月の

頃行なわれたものとみられる。そして検地が一応終了したと思われる十月になって、一斉に家臣への知行状が出された。二三の実例[2]を挙げよう。

「　知行目録

一四百六拾七石四斗　中郡木原村

一弐百三拾弐石六斗　栗原筋上石森村

合七百石者

右今度以検地帳面可令所務者也、仍如件

文禄五年十月廿一日　　弾正少弼　江田喜右衛門殿

甲州大石和筋石村三百八拾石之事、今度以検地帳面可所務者也、仍如件

文禄五年　十月廿一日　　弾正少弼　平田助進殿　」

ここでは知行状の文面に「検地帳面を以って」と言う句があり、検地帳の作成と知行とが直接結び付けられている事は明瞭である。

紀州においても全く同様の事が見られる。紀州一国の検地は慶長六年九・十月に施行されたが、まず同年九月廿五日付の知行状[3]の一つをみよう。

「　覚

封建領主制確立期における浅野氏

一高八百参拾九石弐斗弐升三合　七ケ池田庄之内西三谷村家数七拾五間

内三拾壱石七斗一升六合荒

右者先相渡候間百姓有付候様可有所務候、都合者検地済次第可遣者也

慶長六年　九月廿五日　　左京㊞　松原内記助殿　」

この時期には未だ検地が完了せず、検地の済んだ地域の知行状を仮に渡したものとみられる。知行状に、単に石高のみならず、家数をも附している事は、検地と同時に家数改が行なわれ、給人は土地のみでなく、その土地の上に存在する百姓をも直接支配した事を一応物語るかの様である。検地が完了したとみられる十一月になると、知行状は次の如くなった[4]（便宜上九月のものと同一人に対する例を挙げておく）。

「　覚

一高八百参拾九石二斗二升三合　那賀郡西三谷村

一高弐百四石五斗九升　海士郡方村

一高五百弐拾石　名草郡田屋村

一高参百拾九石一升　海士郡畑村

一高百六拾五石一斗四升　那賀郡貴志之内鳥井村

都合弐千五拾石、内千五百九拾石加増分、右遣之候条全可令領知候、重而折紙被出此墨付ニ可取替者也

慶長六年十一月　日　　左京亮

松原内記助殿　　」

これによると、松原内記助に対しては、九月に西三谷村八百三十九石余を知行したが、今回はそれを含めて合計二千石余が知行された。検地も完了し、全家臣に対する知行割を完成したのであろう。同月には、浅野家の最大の家臣である浅野左衛門佐氏重に牟婁郡田辺附近の三万石、同じく浅野右近大輔に新宮附近の二万八千六百七十石余を与えている。これは知行状はないが、知行目録の存するところから知り得るのである。[5] ところでこれらの家臣に与えられた知行地をみると、これら三万石前後の上級家臣は一まず別として、非常に分散している事が知られる。さきに例証した松原内記の場合で言えば、三郡五カ村に分れているし、その他の場合も全く同様である。やや上級とみられる浅野山城守（三千六百石）、浅野刑部大輔（二千三百石）にしてもその知行地は紀州全域に散在しているのである。[6] 更に、最大の浅野左衛門佐、右近大輔においても、成る程田辺・新宮附近に集中はしているが、これとても完全に一カ所に集中しているわけではない。

この様に、地方知行と言っても、ここで見られるのは知行地の極端な散在であり、これは在地土豪の在地性をそのまま認めて給人とすると言う戦国大名型の知行形態とは異質的なものであると言わなければならない。

さてここで浅野氏の給人に対する統制を法令の上から考察してみよう。「小農民自立政策」の最も直接的表現として屢々引用されている浅野氏の天正十五年、若狭各村に対する定書は、勿論「百姓」を対象としたものであるが、「給人代官百姓にたいし不謂やから申かけ、人夫等むさとつかい候事手引仕ましく候、かうきに仕にをいては直訴すべき事」[7] として、百姓を給人の恣意的な賦役負課から保護しているのである。

甲州においても、たとえば文禄三年三月五日付の町人百姓の諸般の事に対する定書[8]——これは甲州河内筋の代官へ出されたものであるが——の中に、「百姓夫やく之儀、陣夫并京都御普請の時ハ直判を以、家数ニおうし可申付候間、給人代官之下にてつかハれましく候事」、或いは「代官給人共在々へ罷越時ハじざいしやうたるへし、少も非分あるましき事、」として給人による百姓の夫役徴集等を禁示している。若狭の場合と共通して、浅野氏の恐れるのは、給人が農民の賦役を勝手に徴集する事で、甲州の場合には明確に「直判」によるもの以外を禁止しているのである。既に年貢として、農民の余剰労働の全部を搾取している領主が、給人の恣意的な賦役徴発を認める事は、「封建的小農民」経営の再生産を否定し、自らの権力の基盤を掘り崩す事となるのである。またこの条文は、賦役が家数に応じて賦課さるべき事を定めているが、同年同月の別の条目[9]によれば、「在々家数人かすをも付立、他国よりかへり候百姓何程なをり候をも帳ニ付置可申事」とあり、前法令に対応する家数人数調査がなされたであろう事を物語っている。

ところで、厳密に言うと、これら天正・文禄の法令は、それぞれ若狭・甲斐における浅野氏の検地以前のものである。家臣の知行割は、正式には検地の結果に基いてなされるのであるから、入国直後にあっては、仮の知行をなすか、或いは地方知行の形をとらないか、のいずれかでなくてはならぬ。甲斐の場合も、同じ法令[10]に、「諸奉公人、并其下々小者共、在々へ立入事、知行ハリのまへハ令停止候条、かたく可申触候」と定め、この段階では知行割がこれらの者に少なくも全面的にはなされていない事を示している。但し、ここに「諸奉公人」とあるのが給人すべてを指すのか、或いは給人の内特定の部分を指すのかは判然としない。別の定書には引用した如く「給人」と言う言葉が用いられているのである。

紀州の場合になると、入国直後——検地以前に——次の如き定書[11]を出してこの措置を法文化している。

「　　覚

一当所務之儀、給人在々納置俵物一切出ましき事、

一当年者無余日候之間、小給人付候ハゝ法度かたく雖申付候、百姓共可致迷惑候之間、よき代官を付、惣納ニ可付候、成其意小百姓等も有付可申事、

一有来年貢小物成之外非分有間敷候、付在々諸卒人抱置ましき事、

（以下省略）　　」

第一条文は、「其年の知行は、給人が在々で納置くべし、」ともとれるし、また、「給人に対し納置俵物を一切出すな」とも解し得る。前者と後者では全く意味が逆になり、給人に対し、地方知行がなされたのか、なされないのか判然としない。ただ、第二条では、明らかに小給人に対しては給地を行なわず、代官へ惣納＝蔵入を命じているので、甲州の場合と同様と解されるのである。とすれば、上級の給人には入国早々直ちに知行地が与えられたが、下級の給人には検地をまって給地されたのであろうか。

若狭・甲斐・紀伊のそれぞれの場合の給人に関する規定は以上に尽きる。ここでは、給人の権限に関する直接的な法文は見出す事を得ない。ただ我々は、以上の諸断片から綜合して、給人が知行地の農民に対して有する権利が、制限されたものである事を知る。即ち、第一に給人から非分を申しかけられた場合は、農民は浅野氏へ直接訴える権利を留保している。かかる問題に関しての農民の直訴を認め、裁判は浅野氏自身においてなされるのである。第二に、農民からの賦役の徴発権を給人に認めていない。賦役を賦課し得るのは、浅野氏自身なのである。

但し、第一の点に関しては興味深い例外のある事を示しておく。それは、検地後、慶長六年十一月に浅野氏は各郡百姓中宛に主として年貢納付について定書[12]を発しているが、室郡宛のものの最後に、「代官給人非分於有之者、新宮へ近所は右近大輔所まて可申理候、郡中にても爰元へちかき所は佐衛門佐かたまて可申来事」とあり、前述の如く新宮を中心として二万八千石を給された浅野右近大輔、

田辺を中心として三万石を給された佐衛門佐の独立した領主権を認めている事である。これは、両者の有する実権が、石高に示されている如く、小大名級のものであったからに他ならない。後に和歌山藩主として徳川頼宣の紀州入国の際、付家老として安藤氏、水野氏が入国したが、それぞれ田辺、新宮において三万五千石前後を与えられている。浅野氏の場合をそのまま継承した形になっている（但し知行地はやや異なっているが）が、この安藤氏、水野氏の給地では、和歌山本藩とは独立した行政が行なわれ、家老として出発しながら、維新の際は独立した「藩」に数えられているのである。浅野氏の時代と類似している点興味深いものがある。いずれにせよ、この様な例外は大名級の上級家臣の場合であって、一般給人には勿論存在しないのである。

この様に、浅野氏の場合、給人に対する地方知行は確かに存在した。しかし、その地方知行の内容をみると給人の給地（農民）に対する権限は極めて制限されたものとなっている。即ち、給人の権利は「非分」でない限界内での年貢の徴収に限られ「非分」は勿論のこと、賦役の徴収さえも許されていない（賦役は給人の私事に用いられるのではなく、たとえば甲斐の場合、陣夫＝軍事役、及び京都の普請役の二つ――浅野氏の領主としての公的な賦役――に限られている事に注意）。給人に原則として許されるのは、極端に言えば知行地からの合理的な――勿論封建領主制下におけると言う意味での――年貢徴収権のみなのである。従って、地方知行と言っても、知行地に対して給人の領主権を全面的に認めたものではないのである。又、先に示した様な給地の極端な散在性――勿論多くの場合一つの村を単位とはしているが――は、給人と給地との関係をいよいよ稀薄なものとしているのである。

結局、浅野氏の如く、中世の、或いは戦国大名の伝統を有していない、典型的な近世大名の下で存在する「地方知行」制は、何等中世的な「遺制」としての性格を持っていない。それは検地を前提とし、封建領主制の支配原理である「小農民自立政策」と何等矛盾する事なく、否それ以上に、意識的にその原理との抵触を避ける事を法文化し、更にその意味で種々の制限を加えられているのである。従って、幕藩体制成立以後、徳川氏と各大名との間における知行関係――それは封地における各大名の独立した領主権を無条件的に容認するものであったが――と、少なくとも浅野氏の如き典型的な近世大名とその家臣との間における知行関係とは、異質的なものである。後者においては、給人の領主権は制限されたものであり、必要に応じて蔵米給付関係に変化する事すら可能である。領主と農民との支配関係から言っても、まず直接的な人身隷属を示す賦役徴発権は大名のものであり、給人にはない。更に、年貢徴集に関しても給人の「非分」は農民が大名に直訴し得るのである。この意味において封建領主（近世大名）制における支配関係は領主（大名）対農民なのであって、その間に――地方知行制がとられていたとしても――給人の介在する余地は存在しないのである。これは、重畳する土地所有関係及び年貢収取関係を整理し、領主対農民の単純な形態を設定したところの、いわゆる太閤検地の原則とまさに照応していると言えよう。

〔補注〕浅野氏の所領において、蔵入地と知行地との比率がどれ程であったかは知行全体を示す史料が欠如しているため不明であるが、慶長十五年、長政が次男の長晟（幸長没後その後継者となる）に与えた興味深い意見状に[13]「度々如申、弐万四千石之内、壱万四千石ニ而、人を拘候事と、諸賄、薪、味噌、塩までに遣合可申、壱万石者、我等蔵納ニ可仕候事」として、所領（これはこの年与えられた備中国の所領をさすのであろう。）の六割前後を知行地となすべき事を諭している。これは長政の長年の経験から割り出した比率なのであろう。

（1・2）『太祖公済美録』所収。
（3・4・5）『清光公済美録』所収。
（6）たとえば浅野山城守の場合をみると、那賀郡二ヵ村、有田郡三ヵ村、牟婁郡七ヵ村で、しかも同一郡内でも集中しているわけではない。
（7）牧野信之助選『越前若狭古文書選』六三七―八頁所収。
（8）『太祖公済美録』所収。
（9・10）『浅野家文書』一二六―九頁所収の文禄三年三月四日付逸見筋および栗原筋奉行への定書（但し、この条目は浅野左京大夫、弾正少弼父子の連署である）。
（11）『清光公済美録』所収の慶長五年十月二十一日付浅野左京大夫定書。（全文は拙稿「紀州慶長検地および検地帳の研究」に引用しておいた。）
12）『紀伊南牟婁郡誌』上巻、二六七―八頁に室（牟婁）郡宛、『和歌山県誌』上巻、一六九頁に海士郡宛、『和歌山県日高郡誌』六五九―六〇頁に日高郡宛の同文定書あり。但し全文前掲拙稿に引用しておいた。
（13）『浅野家文書』二一九―二五頁所収。

五　結　び

旧稿においては、主として浅野氏と農民との関係を述べたのであったが、本稿では、農民との関係は何等触れなかった。これは勿論意識的にそうしたのであって、封建領主制の確立を問題として取り上げる時、本稿で取り扱った様な上部構造のみが対象となると言うのでは決してない。封建領主制が展開されるのは領主権力内部自身と、外部に対するものとの二つをどうしても取り上げねばならず、しかもそれをどの様に統一して摑えるかが課題となるのである。この両者の統一の環として、検地を位置づける事は不当ではない。旧稿においても、本稿においても、共通して取り上げたのは検地であった。領地に対する封建領主制の確立を問題とする時、検地は小農

民自立政策の具体的な表現としてまず考察の対象となるし、又、領主制そのものの内部的構造を問題とする時にも、考察の対象は結局検地に落ち着いてしまうのである。勿論筆者は検地のみが封建領主制のすべてだと言うのではないが、少なくとも封建領主制をいずれの側からとり上げるとしても、絶対的に見落し得ない最も重要な研究対象であると言う事は認めざるを得ない。その事自体が既に近世初期検地の有している歴史的性格を物語っているのである。つまり、どちらの側から接近しても検地に行き当ると言う事は、近世初頭の検地が、封建領主制的土地所有及び保有関係の二つを同時的に造出したのであると言う命題を成立せしめるのである。この事は既に安良城盛昭氏によって指摘されたところでもあった。(1) しかし、氏はそこでは「地方知行」制について何等触れていない。それは氏に従えば、封建領主制的形態であるから触れる必要はないのであろう。が、現実に存在する「地方知行」制をやはり歴史的に位置づける必要は存在するのである。筆者は本稿で浅野氏の下に展開している地方知行制が、中世的な「遺制」ではなく、それ自身「近世」の所産である事を不十分乍ら主張した積りである。しかし、浅野氏は繰り返し述べておいた様に、中世以来の伝統を持たない典型的な「近世大名」であるから、浅野氏における事例の証明をもって、近世初期に存在するすべての地方知行制を全面的に同一のものとして解釈する事は早計である。最終的な結論は異なった種々の系譜を持った封建権力下における地方知行制を比較検討する事によって初めて得られるであろう。本稿はその素材の一つとして、今迄意外にも藩政史研究上の盲点であった浅野氏の如き典型的な「近世大名」の一つの事例を提供するものである。得られた結果は、結論として成立し得ぬ程のものにすぎず、むしろ事実の提供以上には出なかったと言っても過言ではない。

問題は更に残っている。近世の知行形態に地方知行制と蔵米給付制の二つが存在すると言う事は何を意味するのか？　仮に、地方知行制が、一般に、中世の「遺制」ではなかったとしても、近世のある時点を境目として消滅しなければならないのは何故か？　これらの疑問も矢張り考察の範囲を拡大せねば解決されないのである。

(1)　安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』二二八―三三頁参照。

書評及び紹介

ブランコ・プリビチェヴィッチ著
『職場委員会運動と労働者の管理、一九一〇―一九二二年』
(Branko Pribićević; The Shop Stewards' Movement and Workers' Control, 1910—1922, 1959.)

一九世紀末期から二〇世紀初頭までの時期は、ヨーロッパのすべての国の労働運動に、社会主義と階級闘争の激浪が未曽有の規模をもっておしよせた時代であった。とくに、〝資本主義の母国〟イギリスにおいては、一八七〇年代にはじまる慢性的な恐慌を契機として、資本主義は帝国主義段階へ突入し、それとともに労働貴族的熟練労働者層を基軸とする封鎖的全国的職業別組合にたいして、不熟練労働者の新組合運動が勃興し、社会主義が労働者階級の革命的イデオロギーとして、再び彼らの心をとらえるに至った。資本主義列強の間における植民地再分割と熾烈な経済競争とが、やがて大破局としての第一次世界大戦の不気味な暗影を労働者階級の生活に投じつつあった二〇世紀初頭、イギリスの労働者階級の運動は、いわゆる「大不安」（"The Great Unrest"）の波にのみこまれていった。この労働上の大不安は、どのような原因からひきおこされたものであろうか。いまこれをつぎのように要約してみよう。㈠帝国主義列国間における侵略主義激化の矛盾とその労働者階級の負担への転化、その結果としての実質賃金の下落、労働条件の悪化、㈡イギリス労働党のこれにたいする無為無策、㈢サンディカリズム、産業別組合主義、そしてやがてギルド社会主義などの思想の労働組合運動への深刻な影響である。

かくして一九一〇年前後から第一次世界大戦勃発までの数年間、労働者階級の間には、「直接行動」を主張する革命的なサンディカリズムの思想が浸透するに至った。すなわち、㈠労働者階級の議会活動にたいする不信とその否認、㈡直接行動＝ゼネラル・ストライキによる資本主義の打倒、㈢職業別組合の産業別組合への再編成、㈣革命の担い手としての労働組合と労働者による産業の管理、こうした思想が、次第に支配的となり、このような状勢のもとにギルド社会主義のような特殊英国的な思想が発生した。

この一九一〇年前後から第一次世界大戦後の一九二二年頃までの時期は、ロシア革命の勃発とそのイギリス労働運動への深刻な影響もあって、ショップ・スチュアート運動の労働組合運動の支配とこれに密接な関連を有していたさまざまの社会主義思想とが、「労働者による産業の管理」をもって、新社会樹立のための不可欠の手段として要求し、奮闘しつつあった。著者ブランコ・プリビチェヴィッチが本書のなかで意図しているところのものは、こうした労働者階級による産業の支配の思想と運動とを、この運動のもっとも激し